

青森市地域包括支援センター浪岡 運営規程

（事業の目的）

第1条 青森市が設置し、社会福祉法人青森市社会福祉協議会が受託運営する青森市地域包括支援センター浪岡（以下、「事業所」という。）が行う地域包括支援事業（以下、「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、適切な地域包括ケアを実現することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう利用者の立場に立って支援を行う。

2 事業の実施に当たっては、できる限り要支援・要介護にならないよう多様な主体による多様な支援が総合的にかつ効率的に確保できるようその調整に努める。

3 事業の実施に当たっては、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立するよう努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 青森市地域包括支援センター浪岡

所在地 青森市浪岡大字浪岡字稲村274番地

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する専門職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも事務処理に当たるものとする。

（2）専門職員 5名（常勤5名 うち1名管理者と兼務）

保健師 1名（常勤1名）

看護師 1名（常勤1名 管理者と兼務）

主任介護支援専門員 2名（常勤2名）

社会福祉士 1名（常勤1名）

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たるものとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から1月3日までを除く。

（2）営業時間 午前8時30分～午後5時までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(青森市地域密着型サービス等運営審議会との連携)

第6条 事業所の公平性、中立性の確保及び適正な運営確保の観点から運営評価を行う「青森市地域密着型サービス等運営審議会」との連携強化に努める。

(事業所の基本機能)

第7条 事業所は、以下の基本機能を担うものとする。

- (1) 地域に総合的、重層的な「地域包括支援ネットワーク」を構築する。(共通的基盤整備)
- (2) 高齢者の相談を総合的に受け止め、訪問により、実態把握の上必要なサービスにつなげる。また、虐待の防止等高齢者の権利擁護に努める。(総合相談支援・権利擁護)
- (3) 高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。(包括的・継続的ケアマネジメント支援)
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業、予防給付及び住民による自発的な活動による支援等が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行う。

(事業の委託)

第8条 事業所は、第7条第4号の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを行うに当たって介護予防サービス計画書の作成・変更、経過観察、再評価、記録の作成・保管等の業務を他の居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、青森市が定める日常生活圏域の内、第11圏域(相沢、王余魚沢、北中野、吉内、郷山前、五本松、下十川、銀、杉沢、樽沢、大釈迦、高屋敷、徳才子、長沼、福田、細野、本郷、増館、女鹿沢、吉野田)とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、事業所運営業務中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、速やかに市に報告する。

また、主治医への連絡が困難な場合には、緊急搬送等の必要な措置を講じる。

- 2 事業所運営業務により事故が発生した場合は、青森市、保険者市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をする。
- 3 事業所運営業務中に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

第11条 事業所は、事業所運営業務に関する高齢者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、高齢者は又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

（個人情報の保護）

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所運営業務以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（業務継続計画の策定）

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続定期に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及びを定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を訓練行うものとする。

（衛生管理）

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を行う。
- （2）事業所における感染症のまん延防止のための指針を整備する。
- （3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（虐待防止に関する事項）

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。

- （1）虐待防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。
 - （2）虐待防止のための指針を整備する。
 - （3）従業者に対し虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - （4）第三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。

- 3 事業所は、サービス提供中に、当該事業所担当職員、介護予防サービス事業所の職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の適正化の推進)

第16条 事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行為を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない利害友など必要な事項を記録する。

(その他運営に関する事項)

第17条 事業所は、担当職員の資質向上のため次にとおり研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年1回以上

- 2 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約内容とする。
- 4 事業所は、利用者に対する介護予防ケアマネジメントの提供に関する諸記録を整備し、利用者との契約終了の日から2年間保存する。また、事業所は、請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
- 5 事業所は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は保健師、看護師、社会福祉士等の養成機関による依頼によって実習の受け入れが行われるときは、第12条に規定する内容に準拠し利用者の個人情報に適正に取り扱うものとする。
- 7 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人青森市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

(実施期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(実施期日)

この規程は、平成29年10月16日から施行する。

(実施期日)

この規程は、平成30年1月4日から施行する。

(実施期日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(実施期日)

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

(実施期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(実施期日)

この規程は、令和 元年12月11日から施行する。

(実施期日)

この規程は、令和 3年 2月 1日から施行する。

(実施期日)

この規程は、令和 3年 7月19日から施行する。

(実施期日)

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

(実施期日)

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

(実施期日)

この規程は、令和 5年 5月 11日から施行する。

(実施期日)

この規程は、令和 5年 10月 11日から施行する。

(実施期日)

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

(実施期日)

この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。